

事 業 主 様

東京都金属プレス工業健康保険組合
理 事 長 嶋 村 誠
(公 印 省 略)

マイナ保険証をお持ちでない方への「資格確認書」の送付について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年9月16日に告知書へ同封させていただいた、東金プ健発第102号「新規取得者（扶養認定者）の「資格確認書」取扱いについて」に記載のとおり、下記「マイナンバーカードを所持していない」等の対象者へ「資格確認書」をお送りさせていただきます。

ご多用の中、大変お手数ですがリストをご確認のうえ対象者へ配布していただきますようお願いいたします。

記

送付対象者

現在、健康保険証をお持ちの方であって、令和7年9月末時点で当健康保険組合に登録されている以下に該当する方

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方

※令和7年9月末現在のデータを基に作成しておりますので、退職（扶養削除）された方の分が含まれておりましたら大変お手数ですが資格確認書を当健康保険組合までご返送いただきますようお願いいたします。

現行の健康保険証について

令和7年12月2日現在資格がある方

令和7年12月2日以降に**健康保険証**を破棄してください。当健康保険組合への返送は必要ございません。

令和7年12月1日までに退職（扶養削除）された方

資格喪失届（被扶養者異動届）を提出の際、**健康保険証**および**資格確認書**を添付してください。

※ ご不明な点がございましたら当健康保険組合 業務課までご連絡ください
電話 03-3634-5151